

佐賀県告示第179号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第8号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第7号の規定による指定地方公共機関の指定（平成26年佐賀県告示第40号及び平成26年佐賀県告示第344号）は、令和8年6月15日限り廃止する。

令和8年6月16日

佐賀県知事 山 口 祥 義

その(1)

1 指定地方公共機関

国立大学法人佐賀大学（佐賀大学医学部附属病院）

社会福祉法人恩賜財団済生会（済生会唐津病院）

医療法人清明会（やよいがおか鹿毛病院）

一般社団法人巨樹の会（新武雄病院）

一般社団法人佐賀県医師会

公益社団法人佐賀県看護協会

一般社団法人佐賀県歯科医師会

一般社団法人佐賀県薬剤師会

佐賀ガス株式会社

唐津瓦斯株式会社

鳥栖ガス株式会社

伊万里ガス株式会社

筑紫ガス株式会社

一般社団法人佐賀県LPガス協会

公益社団法人佐賀県トラック協会

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

2 指定年月日

平成26年2月12日

その(2)

1 指定地方公共機関

九州東邦株式会社

株式会社アステム

株式会社アトル
株式会社翔薬
東七株式会社
株式会社宮崎温仙堂商店
富田薬品株式会社

- 2 指定年月日
平成26年8月28日

その(3)

- 1 指定地方公共機関
一般社団法人佐賀県バス協会
- 2 指定年月日
令和8年6月16日